

保 護 者 各 位

日本大学三軒茶屋キャンパス後援会  
会 長 齊 藤 俊 行

## 日本大学三軒茶屋キャンパス後援会入会について

謹 啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

この度は、ご子息・ご息女様が三軒茶屋キャンパスで学ばれることを、後援会を代表いたしまして心からお祝い申し上げます。

日本大学三軒茶屋キャンパス後援会は、本学創立130周年記念の主力事業として、平成28年4月に新設された危機管理学部とスポーツ科学部の在学生の保護者を中心に同年7月に設立されました。主たる目的は、我々の子供たちがしっかりと学び、充実した学生時代を謳歌できるように、保護者の視点から学修環境の整備や学生生活の充実について大学に提案し、大学と協力して支援を推進することです。学生がどのような状況でも安全かつ安心して学ぶことができる環境を確保し、充実した学生生活を送ることができるよう今後も活動を続けてまいります。

つきましては、本後援会活動の目的にご理解を賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。後援会費の納入については、大学の学費納入時に併せて後援会費の代理徴収を依頼しておりますのでご了解ください。

末筆ながら、保護者の皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

謹 白

注) 三軒茶屋キャンパス後援会会則については、裏面をご参照ください。

# 日本大学三軒茶屋キャンパス後援会会則

平成28年7月9日制定  
平成28年4月1日施行  
平成30年6月30日改正  
令和2年7月4日改正  
令和5年7月1日改正

## (名 称)

第1条 本会は、日本大学三軒茶屋キャンパス後援会（以下「本会」という。）と称し、その事務所を同キャンパス内に置く。

## (目 的)

第2条 本会は、危機管理学部、スポーツ科学部（以下「両学部」という。）の教育・研究、その他施策の具体化推進を支援し、会員相互の親睦を図り、もって両学部の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 両学部の教育・研究環境の整備拡充に関する協力
- ② 学生の厚生並びに学生生活に関する協力
- ③ その他キャンパス発展のために必要な事業

## (会 員)

第4条 本会は、三軒茶屋キャンパスに在学する学生の保護者又はこれに代わる者を正会員とし、本会の役員に選任された専任教職員を特別会員とする。

## (役 員)

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

- ① 名誉会長 1名（学部長）
- ② 会 長 1名（正会員）
- ③ 副会長 3名（正会員2名、特別会員1名）
- ④ 理 事 若干名（正会員両学部各学年3名以内、特別会員若干名）
- ⑤ 監 査 2名（正会員2名）
- ⑥ 会 計 3名（正会員2名、特別会員1名）
- ⑦ 幹 事 若干名（特別会員若干名）

## (名誉会長)

第6条 名誉会長は、危機管理学部とスポーツ科学部の両学部長（以下「両学部長」という。）が交代で任に就く。任期は2か年とする。  
2 名誉会長は、会長の諮問に応じ本会の目的達成のために必要な指導にあたる。

## (会 長)

第7条 会長は、両学部長が協議のうえ、正会員のうちから候補者を選出し、総会において選任する。  
2 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会及び役員会を招集する。

## (副会長・監査・会計・幹事)

第8条 副会長、監査、会計及び幹事は、正会員及び特別会員のうちから両学部長と会長が協議のうえ、候補者を選出し、総会において選任する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。  
3 監査は、本会の経理を監査する。  
4 会計は、本会の経理を掌る。  
5 幹事は、本会の庶務を掌る。

## (理 事)

第9条 理事は、両学部次長の推薦に基づき、両学部長と会長が協議の上候補者を選出し、総会において選任する。  
2 理事は、総会及び役員会において、決定委任された事項、その他必要な会務を処理する。

## (役員任期)

第10条 名誉会長を除く役員任期は1か年とし、再任を妨げない。  
2 役員は、翌会計年度に開催する定期総会の終了時までその職務を執行する。  
3 特別会員から選出された役員は、異動等により職を離れたとき退任する。  
4 前項により役員が退任したときは、当該役員職の後任者が当該役員任期まで代行する。

## (顧 問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。任期は2か年とする。  
2 顧問は、本会の目的達成のために必要な事項の諮問に応える。

## (役員会)

第12条 役員会は、必要に応じ随時開催する。  
2 役員会は、本会の業務執行について決するものとする。

## (総 会)

第13条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。  
2 定期総会は、役員会の決議により書面による総会をもって代えることができる。ただしその場合は役員3分の2以上の賛成を必要とする。  
3 総会は、次の事項を行う。  
① 会務報告  
② 予算の審議並びに承認  
③ 決算の報告並びに承認  
④ 役員選任  
⑤ 会則の変更  
⑥ その他必要事項  
4 総会の議決は、出席した正会員の過半数の賛成をもって決定する。ただし、委任状を提出した正会員は、出席したものとみなす。  
5 書面による総会の議決は回答のあった正会員の過半数の賛成を必要とする。  
6 総会の承認事項にして緊急を要するものは、役員会において代行し、事後承認を得るものとする。

## (会 計)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。  
2 正会員の会費は、年額30,000円とする。  
3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (業務委託)

第15条 本会の出納業務及びその他管理運営業務は、三軒茶屋キャンパス管理マネジメント課に委託する。

## (会則改正)

第16条 本会の会則を改正する場合は、役員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

- 1 本会則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 第14条に規定する会費は、平成28年4月1日以降に入会した者から適用する。